

# 青少年の安全なインターネット利用についての検討

源内 良幸

- 1 はじめに
- 2 実際のトラブルの例示
- 3 トラブル対策の現状
- 4 現状の対策の課題
- 5 おわりに

## 1 はじめに

『令和3年版情報通信白書』によれば2020年、個人のインターネット利用率は83.4%に上っている。これを年齢別にみると6～12歳では80.7%、13～19歳では96.6%となっている<sup>1</sup>。このことは、青少年にとってインターネットという存在が成人と同程度、或いはそれ以上に身近な存在になっていることを示している。

DXやICT政策が進められている昨今の状況下で、このように若い世代がインターネットに触れる機会を多く持つことは将来デジタル機器を使いこなすことに非常に有利に働くことが考えられる反面、トラブルに対応する知識や経験が浅い状況でインターネットを利用させることであるともいえる。

知識や経験が浅いままインターネットを利用することは、青少年の健全な育成を鑑みると非常に危険である。これは、インターネット上に玉石混淆の知識が氾濫している現状から明らかだ。

従って、青少年を取り巻くインターネット上のトラブルについて我々大人が対策を講じ、青少年が適切な知識や経験を培っていく過程を構築していくことが、来る世代がより有効にインターネットを活用し、デジタル社会を築いていく礎になると考え、このテーマでレポートを執筆するものとする。

## 2 実際のトラブルの例示

青少年のインターネットに触れる機会が多種多様になるに伴い、これに関連したトラブルも多様化している。そのため、トラブル対策という観点に基づいて本レポートでは総務省（2022）『インターネットトラブル事例集 2022年版』<sup>2</sup>から、青少年が被害者となる事例から特性の異なる二つの例を挙げ、それぞれの事例の原因がインターネットのどのよう

---

<sup>1</sup> 総務省（2021）『令和3年版情報通信白書』  
(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r03/html/nd242120.html>)  
(2023年1月9日閲覧)

<sup>2</sup> 総務省（2022）『インターネットトラブル事例集 2022年版』  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000707803.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000707803.pdf)) (2023年1月9日閲覧)

な性質に原因があるのかを検討し、必要と思われる対処を考える。

### （１）心のよりどころだった SNS 上の知人による誘い出し

辛いことが続き SNS を利用していた少女が、気持ちが落ち着くメッセージをくれる人物に出会い、保護者に黙って会いに行くことになったが、出かけたきり帰ってこず、少女の SNS を確認して初めて、知り合った人物に会いに行ったことが発覚したというもの<sup>3</sup>。

この事例は、SNS のプロフィール欄が自己申告によって成り立っているという認識が欠如していることから生じている。多くの SNS は、利用する際に公的な証明書を用了アカウント設定を要求しない。メールアドレスがあればアカウントを開設できるものが大半である。こうした状況では、悪意を持った人物が自身の情報を偽ることは非常に容易であり、SNS を利用する際はこのことを念頭に置くべきである。

加えて、SNS に書き込みをしたことは全世界に発信されているのだから、自らの情報を発信することには非常に慎重になるべきであるにも関わらず、それを理解していない者が自身の個人情報を発信し、悪意を持った人物の関心を惹いてしまう。

この事例に関わらず、SNS の場で起こる事例は相手の示す情報を信頼しすぎてしまうことを起因とすることが多いため、青少年に相手を疑うことを覚えてもらうための経験を積ませることが必要だ。

### （２）メールからの誘導によるフィッシング詐欺被害

「アカウント情報確認と再設定のお願い」という嘘のメールが届いた少年が、リンク先のサイトで手続きをしたところ、パスワード等の個人情報を悪用され貯まっていたポイントが全て使われていたというもの<sup>4</sup>。

一般に、詐欺に使われるメールアドレスは本物のメールアドレスとは僅かに異なる点があることが多いため、本物のメールアドレスと比較を行えば看破できる。また、リンク先のサイトの URL も本物のサイトのそれとは大きく異なるものであることが多いため、しっかりと観察を行えば嘘を見抜くことが可能だ。

しかし、こうした知識をもたない場合においては「アカウントの情報確認」というような読者の危機感を煽る文面に冷静さを失ってしまい、細部の怪しい点を見落として詐欺の被害にあってしまう。

このように、サイトを用いて詐欺を行う形式のものは情報の受け手にインターネットの知識がないことに付け込んでくる。そのため、青少年が正しい知識を学習すれば、容易に対応することが可能である。

### （３）上記の総括

先述した通り、インターネットの利用方法は多様化し続けており、従ってそのトラブルの形式も増え続けていると言って間違いはないと考えられる。上述した例は氷山のほんの一角であることは念頭に置いておきたいが、そのような僅かな例からでも見つかるトラブ

---

<sup>3</sup> 総務省 前掲注 2

<sup>4</sup> 総務省 前掲注 2

ルの原因の共通点は以下の通りである。

まず、端末の画面に記載されている情報を疑いなく信じてしまうことが大きな原因といえる。インターネット上では、画面に表示される情報を偽ることは非常に容易いことであるが、そのことを認識していないことで、悪意を持った人物に騙されてしまう。

総じて、画面に記載されている情報の真偽を正しく見極めるための知識や経験が不足していて、かつ保護者などの身近にいる経験豊富な人間に相談しないことが、インターネットを利用する上での受動的なトラブルの原因になると考えてよい。

よって、これらを防止するためには、与えられた情報を正しく分析することが出来るようになるだけの成長のための経験を青少年に積ませるか、そもそも情報分析に伴う危険から遠ざけることが対策として挙げられる。

### 3 トラブル対策の現状

#### (1) インターネット利用に対する時間的制限

2020年4月に香川県にて施行された「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」は、未成年のインターネット利用を条例によって制限するものとして注目を集めている。この条例では「ネット・ゲーム」を「インターネット及びコンピュータゲーム」(第2条2号)としており、「スマートフォン等」を「インターネットを利用して情報を閲覧(視聴を含む。)することができるスマートフォン、パソコン等及びコンピュータゲーム」(同条6号)と定義している。そして、第18条2項において、その利用時間を1日60分、休日は90分まで、スマートフォン等の使用時間は中学生以下が21時まで、それ以外は22時までという目安を定め、同条1項でその目安に基づいた家庭でのルール作りを要求するものである。

このような行政の働きかけは、家庭内でインターネット利用に関するルールを策定する際に説得力のある指針となり、親子で納得できるルール作りに役立つものと考えられる。

また、時間制限そのものについても、インターネットに触れる時間を直接制限することにより、危険に触れる機会を減少させることが出来るため、トラブルから身を護る為に非常に有効であることは間違いない。

#### (2) インターネット利用に対するアクセス制限・管理

「青少年ネット規制法」第15条において、携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務を課している。また、同事業者は同法第14条2号により青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容を説明することが義務付けられている。このことから、政府としてはフィルタリングを用いて青少年のインターネット利用を制限していきたいのだと考えられる。

フィルタリングについて、総務省は「フィルタリングは青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービス<sup>5)</sup>」としてお

---

<sup>5)</sup> 総務省「フィルタリング(有害サイトアクセス制限サービス)をご存じですか?」  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_syohi/filtering.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html)) (2023年1月9日閲覧)

り、その基準について「子どもにとって安全で有益と思われる、一定の基準を満たしたサイトのみアクセス可能で、それ以外のサイトへのアクセスを制限する方式<sup>6)</sup>」の「ホワイトリスト方式」と「原則すべてのサイトにアクセス可能だが、出会い系やギャンブル等、子供に有害と思われる特定のサイトへのアクセスだけを制限する方式<sup>7)</sup>」の「ブラックリスト方式」に大別している。どちらの方式にせよ、青少年が不用意に有害なサイトにアクセスをしないようにするために、端末からサイトへのアクセスを制限することは変わらない。

## 4 現状の対策の課題

### (1) 時間的制限の課題

先述した通り、インターネットの利用に時間的制限を付すことは、青少年をその危険から遠ざけるという観点から鑑みると非常に有効な手段であることに間違いはない。

とはいえ、これは青少年がインターネット利用の経験を積むための時間を削るものであり、適切な経験や知識を成人までに培うという本レポートの趣旨にはそぐわない。別途でインターネットに関する座学を行うことで知識は埋めることは考えられるが、経験ばかりはインターネットを使用せずに積むことは難しいからである。

また、昨今では政府機関の資料などがインターネットで公開されていることなどから、学習のためにインターネットを利用する機会も多いと考えられるが、そのような利用を遊びのための利用と同一視した制限を行うと、子供の学習に影響が出る懸念もある。この点については、娯楽目的の利用と学習目的の利用の区別をどのようにつけるかについても曖昧な点が課題として存在する。

さらに、このような対策行政として推進することには DX が推進され、小学校学習指導要領にプログラミング教育が加わり、IT 分野の人材育成を強化しようとしている国家の教育方針との矛盾が生じるため、積極的な採用は難しいと考えられる。

### (2) アクセス制限・管理の課題

フィルタリングサービスを用いて青少年がアクセスできるサイトを制限することは有害サイトにアクセスすることを起因としたトラブルを防ぐことには大きな意味がある。

しかし、先に例示したようなトラブルの原因の一つである SNS へのアクセスは、多くの場合において初期設定での制限の対象外となっている。12～19 歳でのソーシャルネットワークワーキングサービスの利用割合が 86.1% (2020 年)<sup>8)</sup>となっている昨今においては、SNS を利用しないという選択が学校生活における対人関係に悪影響を与えることを鑑みると、SNS をフィルタリングの対象とはしにくいだろう。

また、保護者はフィルタリングが機能しているかどうかを定期的に確認することも重要である。フィルタリングの制限から逃れて制限対象のサイトを閲覧できる方法や、そもそもフィルタリングを解除する方法などもインターネット上では公開されており、フィルタ

---

<sup>6)</sup> 総務省 前掲注 5

<sup>7)</sup> 総務省 前掲注 5

<sup>8)</sup> 総務省 前掲注 1

リングされていない端末を用いれば、青少年がこれらの情報を目にすることは可能である。そうして知識を得た青少年が他の青少年に知識を伝授するなどの方法を用いれば、保護者はフィルタリングをしているつもりでも、実際には効力がないような場合も考えられる。

ゆえに、フィルタリングを過信せず、適切な運用がなされているかを定期的に確認することが求められているのだ。

別な課題として、制限の基準については「ホワイトリスト方式」では新たに運営が開始された有益なサイトを閲覧できないという欠点があり、逆に「ブラックリスト方式」では新たに運営が開始された有害サイトを制限できないという欠点がある。

私見を述べるならば「ホワイトリスト方式」は特定の基準を満たしたサイトにしかアクセスできないという特性上、「ブラックリスト方式」と比較するとより安全性が高いといえるものの、サイトの閲覧に関する自由度が低くなるといえるため、経験を積ませるといふ観点から鑑みると「ブラックリスト方式」を採用する方が将来の人材育成という観点からは適していると考えられる。

## 5 おわりに

DX が進み行政の電子化が加速し、日常の中ですらインターネット利用を迫られる時代に生きる子供たちにとって、インターネットから身を離すことは不可能に等しい。このような情勢の中、今まで我々は青少年のインターネット利用に時間的制限やアクセス制限を行うことで青少年をトラブルから守ってきた。

しかし、今後の社会ではインターネットを活用することは必要不可欠となることはほぼ確定しており、また昨今のトラブルの主戦場である SNS という場においては、既存の制限によるトラブルの抑制が難しいことが課題となっていることが見えてきた。

従って、これからの「安全なインターネット利用」を模索するにあたっては既存の対策では不十分になりつつあり、未来には「安全な SNS 利用」を構築するため別な対策を講じる必要があることが見えてきた。そして、その新たな対策がアクセス規制や時間的規制からなるものではないことも、上述した点から明らかになった。

よって、行政・家庭を問わず「安全なインターネット利用」のために必要な事とは、これまでのようにトラブルを未然に防ぐことに執着するのではなく、ある程度のトラブルが起きてしまうことを許容し、発生したトラブルに青少年に寄り沿う形での対処していくことなのではないかと考察する。